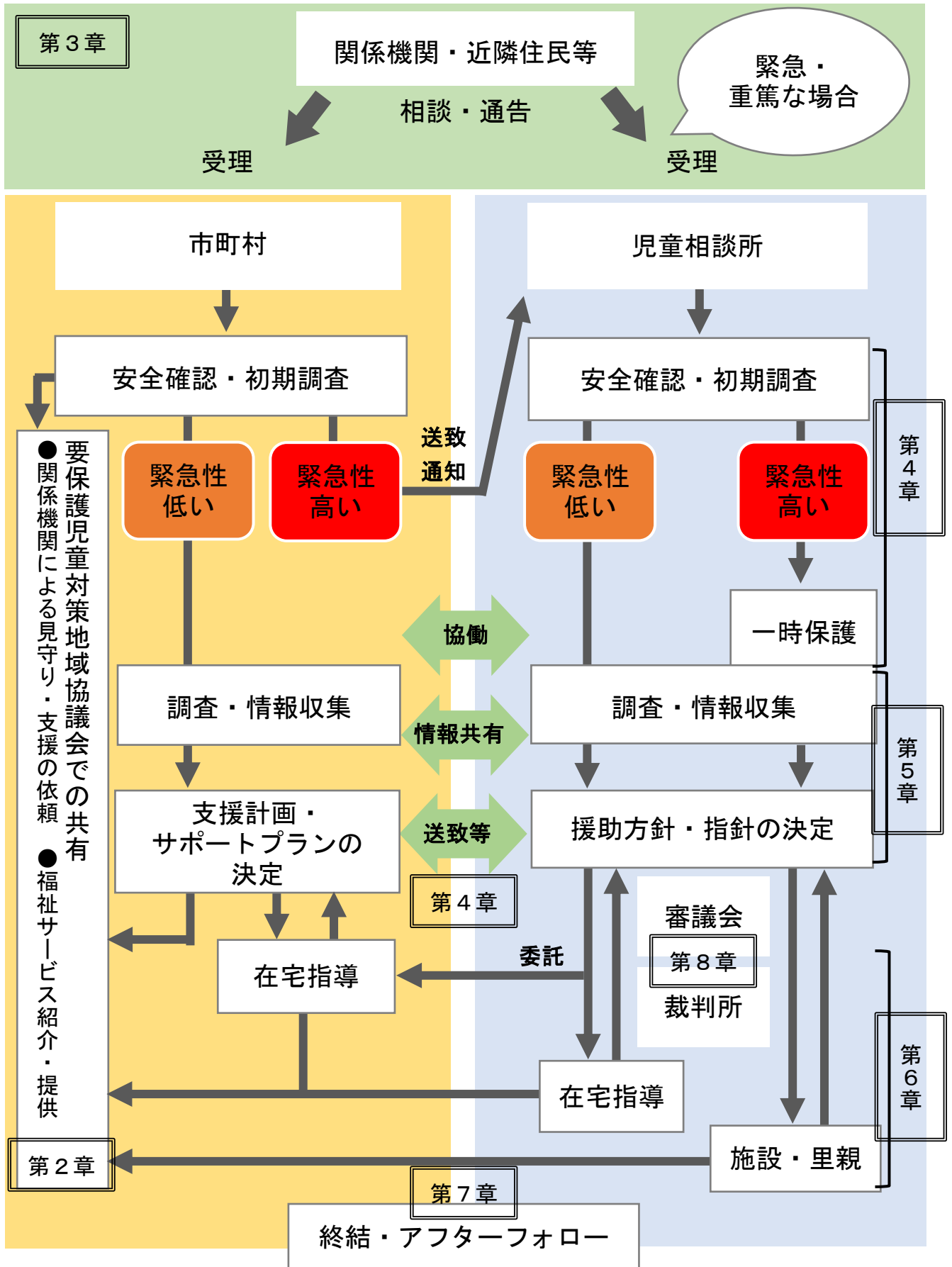

第2章

こども虐待対応の全体像

2-0 虐待対応の全業務プロセス



2-1 業務・対応の俯瞰図とパターン別の流れ

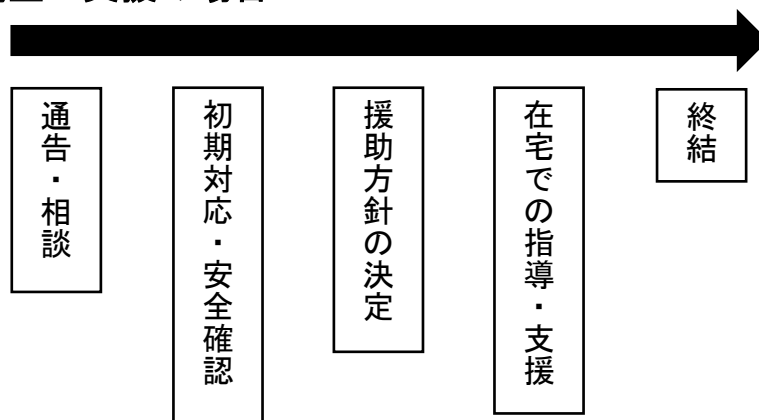
こども虐待対応は、市町村及び児童相談所が、通告を受けてから終結まで、いくつか典型的な流れ（パターン）がある。ここでは主な業務と分岐パターンを俯瞰して示す。

すべてのケースで「**通告→初期対応・安全確認→アセスメント・援助方針決定**」の流れは共通であり、指導・支援の間は定期的な安全確認・進行管理が必須となる。

こどもの安全が最優先であり、危険性が高い場合は即時一時保護や警察連携を行う。

ケース対応中に状況の変化（虐待の再発、転居、法的対応の要請等）があれば、速やかに対応を切り替える。

1 在宅での調査・支援の場合



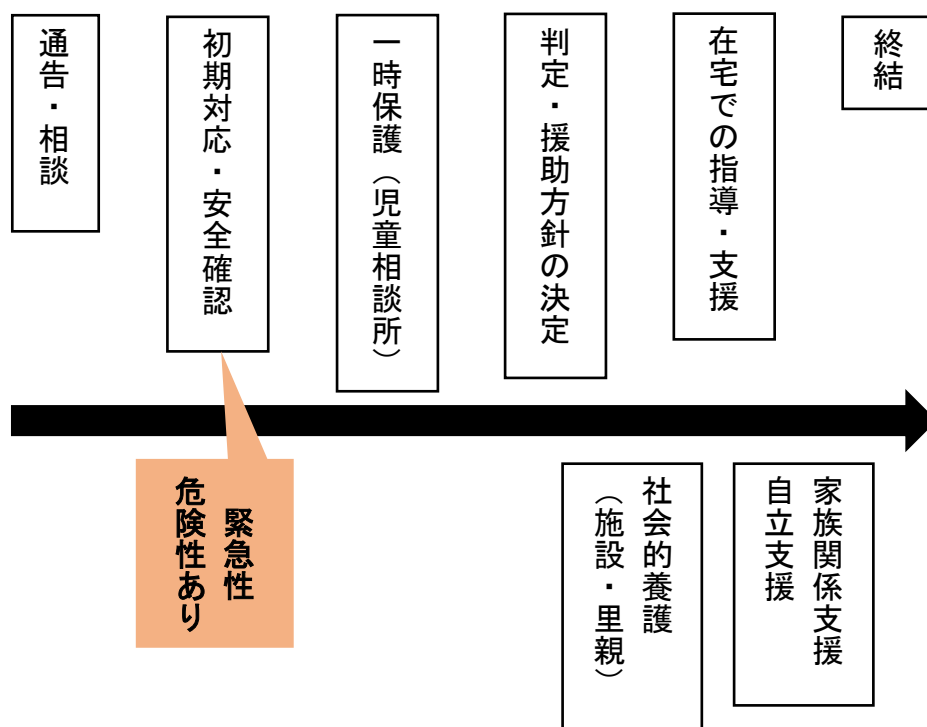
こども虐待での通告・相談のほとんどが、緊急での安全確保（一時保護）を要しない、家庭での生活が継続する中で対応するものである。

市町村・児童相談所は初期対応の過程でも支援や指導を行う。

特段の継続的な指導・支援がなくとも、初期対応の過程で状況が改善していれば、対応を終結することもある。

在宅での指導・支援の間も、進行管理を行い、緊急性・危険性が高まった場合には、「**2 一時保護を行う場合**」に対応が移行することもある。

2 一時保護を行う場合



児童相談所が対応する通告・相談のうちおよそ1割が、緊急性・危険性があるケースであり、この場合は一時保護を行い、こどもの安全を確保するところから対応を始める。

児童相談所の虐待対応件数と一時保護件数（令和6年度）

虐待対応件数：9,411件

一時保護件数：1,049件

一時保護は虐待対応の約11.1%

アセスメントの結果、在宅での指導・支援が適切であると判断できれば、一時保護を解除し、家庭に戻る。親族宅など、家族の合意を得て元々の家庭とは別の家庭での生活となる場合もある。「1 在宅での調査・支援の場合」と同様、進行管理を行い、緊急性・危険性が高まった場合には、再度一時保護を行うこともある。

アセスメントの結果、親子分離での生活が必要と判断される場合は、施設や里親などの社会的養護への措置を行う。措置を行う間も、親子それぞれに指導・支援を行い、家庭に戻る可能性を探る。

措置中の指導・支援の結果、在宅での指導・支援が適切な段階だと判断できれば、措置を解除し、家庭に戻る。その後は、上記の一時保護を解除し、在宅での指導・支援が適切と判断した場合と同様の対応を行う。

措置中に指導・支援を行っても、家庭に戻るということが子どもにとって望ましくない状況がある場合、社会的養護から自立できるよう、支援を行う。この場合も、子どもが将来家族との関係をどうしたいと考えているかを確認しながら、指導・支援は継続的に行う。

3 法的対応（児童相談所）

1、2のようなそれぞれの対応の流れの中で、法的対応が必要となることがある。詳細は「第8章 特殊ケースと法的対応」で説明する。

【安全確認】

- ・ 出頭要求
- ・ 立入調査
- ・ 臨検・捜索

【初期対応・指導】

- ・ 一時保護状の請求
- ・ 一時保護期間の延長に関する申立て
- ・ 親権停止・喪失審判の請求
- ・ 管理権喪失宣告審判の請求
- ・ 面会・通信制限
- ・ 接近禁止命令
- ・ 刑事告発

【措置】

- ・ 措置についての家庭裁判所への申立て
- ・ 住民基本台帳の閲覧制限

2-2 ケース進行管理のポイント

こども虐待対応は、複雑になりやすく、長期間に及ぶこともあるため、適切な進行管理（ケースマネジメント）が不可欠である。

【進行管理のポイント】

1 記録と情報共有の徹底

すべての対応・判断は記録に残し、担当者・関係機関の間でずれのないよう情報を共有する。

2 定期的なケース検討会議・個別支援会議の開催

複数の職員・関係者で、進行状況や課題を確認し、支援方針を見直す。認識や情報にずれが生じている場合は、この中で調整を行う。

3 進捗状況とリスクの再評価

状況が変化した場合や、進行が停滞している場合は、リスクアセスメントを再度行い、必要に応じて対応方針を変更する。

4 隙間のない連携

児童相談所、市町村、関係機関との役割分担を明確にし、ケースが「たらい回し」や「放置」にならないよう進行管理責任者を定める。

5 終結・移管時の注意

終結や転出入・移管の際は、十分な情報共有とアフターケアを行い、支援が途切れることを防ぐ。

困った時・迷った時は「フローチャート」「様式」などを参照し、必ず上司やチーム・関係機関と協議して進める。進行管理は「チームで支える」ことが最も重要。

2-3 要保護児童対策地域協議会

要保護児童対策地域協議会（要対協）とは、虐待対応を含む要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行う法定協議会であり、事務局は市町村が担う。

市町村や児童相談所が虐待ケースを受理した場合、速やかに要対協の台帳に登録し、進行管理や情報共有を円滑に進められるようにする。（[第9章](#)も参照）

児童福祉法 第25条の2

地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第十九項に規定する保護延長者を含む。次項及び第六項において同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

1 意義

- ① 要支援児童等を早期に発見することができる。
- ② 要支援児童等に対し、迅速に支援を開始することができる。
- ③ 各関係機関等が情報の共有を通じ、課題の共有化が図られる。
- ④ 共有された情報に基づいて、アセスメントを協働で行い、こどもと家庭の状況を多角的に捉え、支援の必要性に関する認識を共有することが出来る。
- ⑤ アセスメント結果の共有を通じて、それぞれの関係機関等の間で、それぞれの役割や協働、支援の方向性について共通の理解を得ることができる。
- ⑥ 関係機関等が協働しつつ、それぞれの役割を果たすことを通じて、それぞれの機関が責任をもって支援を行う体制づくりができる。
- ⑦ 情報の共有を通じて、関係機関等が同一の認識の下に、それぞれの役割を果たしながら支援を行うため、支援を受ける家庭にとってより良い支援を受けやすくなる。
- ⑧ 主たる支援機関や関係機関等が行う支援について、地域協議会を通じて進行管理をすることにより、こどもと家庭の状況、状態に合わせた包括的な支援を検討し、継続的で一貫した実践ができる。
- ⑨ 関係機関等が互いの役割や限界を認識することで、相互に大変さを分かち合い足りない部分を補完し合うことができる。

2 対象ケース

(1) 要保護児童

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められるこども

- ・ 家出や死亡、離婚、入院、服役などによって保護者が不在のこども
- ・ 虐待を受けているこども
- ・ 非行や情緒障害があるこども

(2) 要支援児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められるこども

- ・ 育児不安を抱える保護者のもとで育つこども
- ・ 養育に関する知識が不十分な保護者のもとで、不適切な養育環境におかれているこども

(3) 特定妊婦

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

- ・ 収入基盤が安定せず、貧困状態にある妊婦
- ・ 知的・精神的障害などで育児困難が予測される妊婦
- ・ DVや若年妊娠など、様々な複合した問題を抱えている妊婦

3 会議

	代表者会議	実務者会議	個別支援会議 (個別ケース検討会議)
役割	虐待に関する課題を共有し、理解を深める。実務者会議や個別ケース検討会議等の円滑な運営のための環境づくり。 こども虐待防止システムの検討	個別ケースの進行状況の把握 こども虐待防止対策の課題整理	個別ケースの支援
参加者	各機関の代表者	各機関の実務者	各機関の担当者
開催頻度	年1, 2回 緊急時	月1回 もしくは 2, 3か月に1回	必要に応じて
内容	関係機関との連携協力のための情報交換 広報、啓発 講演、研修	定期的な情報交換 ケースの進行管理 要対協の年間活動方針の策定 代表者会議への報告	支援方針の確立 支援の経過報告 評価、情報共有 再評価の検討

4 構成員

児童福祉法第25条の2第1項に規定されている「関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者」。

構成員には守秘義務が生じ、義務に反した者は1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられる。過去に構成員であった者にも義務は永久的に生じるため、名簿で管理をし、最新のものと過去のものをすべて管理しておく必要がある。

定期開催の会議の構成員以外の関係機関にも、必要に応じて要保護児童等に関する資料や情報の提供、個別支援会議への出席などを依頼することができる。

福祉関係	市町村の児童福祉・母子保健担当部局 児童相談所 福祉事務所（家庭児童相談室） 保育所（地域子育てセンター） 児童福祉施設（児童養護施設等） 児童家庭支援センター 里親 児童館 民生委員・児童委員協議会 主任児童委員、民生委員・児童委員 社会福祉士 社会福祉協議会 中核地域支援センター 障害児・者支援機関 （福祉事務所、発達障害者支援センター、障害児支援実施事業所等）
教育関係	教育委員会 幼稚園 小学校、中学校、高等学校 盲学校、聾学校 特別支援学校等
DV関係	配偶者暴力相談支援センター等
保健医療関係	市町村保健センター 健康福祉センター（保健所） 地区医師会、地区歯科医師会、地区看護協会 医療機関 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師 精神保健福祉士 カウンセラー（臨床心理士等）
警察・司法関係	警察 弁護士会、弁護士
人権擁護関係	法務局 人権擁護委員
その他	NPO ボランティア 民間団体（法人は団体として、法人ではない場合は個人として参加）

5 事務局（調整機関）

調整機関には、児童福祉司の資格を有する者またはそれに準ずる者（保健師、助産師、看護師、保育士、教員免許所有者、児童指導員）を配置することが義務付けられている。

基本的には、市町村のこども虐待対応の調整部署が事務局を担う。ただし、事務負担の分担のために複数の部署が共同して調整を行うことも考えられる。

【役割】

①協議会の運営（開催準備、議事運営、議事録の作成、資料や記録の管理）

個別支援会議は、主担当が児童相談所であっても、市町村が一連の運営を担う。

児童相談所は、個別支援会議の運営を補助する。

②進行管理（要保護児童台帳の作成、関係機関等による支援実施状況の把握）

基本的には市町村が台帳を作成し、支援の進み具合を管理する。ただし、児童相談所が主管するケースでは、児童相談所が進行管理を行い、市町村が定期的に状況を確認することもある。

③連絡調整（学校及び保育所からの要保護児童等に関する定期的な情報提供の依頼・回答の管理）

※会議等に使用する様式は、第 1 1 章 - 5を参照。